

恵庭市まちづくり基本条例の取組状況について

1 恵庭市まちづくり基本条例について

恵庭市まちづくり基本条例は、本市の自治運営のための基本的な理念や原則を明らかにし、協働のまちづくりを実現するための仕組みを条例化したもので、平成 26 年 1 月 1 日より施行しております。

条例第 30 条第 1 項の規定により、5 年を超えない期間ごとに社会情勢に適合しているか検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこととなっております。

2 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会からの提言について

令和 5 年に 2 度目の見直し検討が行われ、市民検討委員会から一部改正が必要であるとの検証報告書の提出があったことから、令和 5 年 12 月に条例を一部改正しました。

また、市民検討委員会からの提言を受けて、市民検討委員会で多く議論された点や条例改正点を中心に以下 5 点を重点項目として、次期見直し（令和 10 年を予定）までの間、庁内推進委員会において、進捗管理を行うこととしております。

重点項目 1	市民参加のしやすい環境づくり
重点項目 2	コミュニティの担い手育成
重点項目 3	町内会などの協働
重点項目 4	デジタル社会・脱炭素社会の対応
重点項目 5	職員と市民の協働・議員と市民との協働

3 令和 7 年度までのまちづくり基本条例の取組状況について

令和 6 ～ 7 年度の取組状況 【別添資料 1】